

第七三〇〇〇二〇三三号

認定証

広島県安芸郡海田町寺迫二丁目十一番三十五号

株式会社安芸管理サービス

警言備業法(昭和四十七年法律第百十七号)

第三条各号に掲げる者のいずれにも

該当せず、警言備業の要件を備え

ていることを認定する。

有効期間

平成二十五年十月五日から

平成三十年十月四日まで

広島県公安委員会

